

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 8 月 7 日

京都府警察本部長 吉越 清人

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都府左京警察署増築棟（旧川端警察署署庭内）賃貸借 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

ア 設置期限

令和10年 3 月31日

イ 賃貸借期間

令和10年 4 月 1 日から令和14年 3 月31日（48ヶ月）

(4) 設置場所

京都市左京区岡崎徳成町（旧川端警察署敷地内）

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

京都府警察本部総務部会計課施設管理室管財係

電話075-451-9111 内線2274

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和 8 年 8 月 7 日（金）から令和 8 年 8 月24日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

交付場所宛てに宛名が記載されているレターパックライトの封筒を同封の上、申し込むこと。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされて

いない者であること。

(3) 建築工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。

(4) 令和7・8・9年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。

大分類「賃貸借」－小分類「その他」

(5) 建築士法第23条に基づく建築事務所登録がなされている者であること。

(6) 同種用途建物賃貸借（設計業務、建設業務及び維持管理業務を含む契約）を国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人と締結した契約について、平成23年4月1日から公告の日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有している者。

なお、同種用途建物とは、「事務所」とし、履行を完了した実績とは、建物建設後発注者に賃貸借を開始して1年を経過するものとする。

(7) 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する次のア～ウまでの技術者等を指定する業務に配置できる者であること。なお、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者とは、本案件の入札参加資格確認申請の日以前において3ヶ月以上の雇用関係が確認できる者をいう。

ア 設計業務において、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士を配置すること。
（兼任可）

イ 建築工事期間中、「工事監理者」（建築基準法第5条の6第4項に規定する工事監理者をいう。）を当該業務に配置すること。

ウ 建築工事期間中、現場代理人及び「建築一式工事」に係る「監理技術者」（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。現場代理人との兼任可）を専任で配置すること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年9月8日（火）午前10時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

京都府警察本部本館入札室

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

入札金額の 100分の 5 以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第 147条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100分の 5 に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の 100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

8 その他

- (1) この入札の実施については、1 から 7 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。